

道路交通法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十号） 新旧対照条文
 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 車両及び路面電車の交通方法</p> <p>第一節～第十二節（略）</p> <p>第十三節 自転車の交通方法の特例（第六十三条の三―第六十三条の十）</p> <p>第四章 運転者及び使用者の義務</p> <p>第一節 運転者の義務（第六十四条―第七十一条の六）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第四章の二～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>三の二 本線車道 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。）又は自動車専用道路（道路法第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）の本線車線により構成する車道をいう。</p> <p>三の三～二十三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（通行区分）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により歩道を通行する歩行者は、第六十三条の四第二項</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 車両及び路面電車の交通方法</p> <p>第一節～第十二節（略）</p> <p>第十三節 自転車の交通方法の特例（第六十三条の三―第六十三条の九）</p> <p>第四章 運転者及び使用者の義務</p> <p>第一節 運転者の義務（第六十四条―第七十一条の五）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第四章の二～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>三の二 本線車道 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。）又は自動車専用道路（道路法第四十八条の四第一項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）の本線車線により構成する車道をいう。</p> <p>三の三～二十三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（通行区分）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p>

に規定する普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならない。

(通行方法の指示)

第十五条 警察官等は、第十条第一項若しくは第二項、第十二条又は第十三条の規定に違反して道路を通行している歩行者に対し、当該各条に規定する通行方法によるべきことを指示することができる。

(罰則) (略)

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 (略)

(罰則) 第一百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第一百十九条の三第一項第一号、同条第二項

(駐車を禁止する場所)

第四十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則) 第一項及び第二項については第一百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第一百十九条の三第一項第一号、同条第二項

(停車又は駐車の方法)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

(罰則) 第一項については第一百十九条の三第一項第四号、第二項及び第三項については第一百十九条の二第一項第二号、第一百十九条の三第一項第四号

(停車又は駐車の方法の特例)

第四十八条 (略)

(罰則) 第一百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第一百十九条の三第一項第一号、同条第二項

(通行方法の指示)

第十五条 警察官等は、第十条、第十二条又は第十三条の規定に違反して道路を通行している歩行者に対し、当該各条に規定する通行方法によるべきことを指示することができる。

(罰則) (略)

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 (略)

(罰則) 第一百十九条の三第一項第一号、同条第二項、第一百十九条の四第一項第一号、同条第二項

(駐車を禁止する場所)

第四十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則) 第一項及び第二項については第一百十九条の三第一項第一号、同条第二項、第一百十九条の四第一項第一号、同条第二項

(停車又は駐車の方法)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

(罰則) 第一項については第一百十九条の四第一項第四号、第二項及び第三項については第一百十九条の三第一項第二号、第一百十九条の四第一項第四号

(停車又は駐車の方法の特例)

第四十八条 (略)

(罰則) 第一百十九条の三第一項第一号、同条第二項、第一百十九条の四第一項第一号、同条第二項

罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

八〇へ (略)

4〇7 (略)

(放置車両確認機関)

第五十一条の十二 (略)

2〇6 (略)

7 確認事務に従事する放置車両確認機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 (略)

(罰則) (略) ()

(普通自転車の歩道通行)

第六十三条の四 普通自転車は、次に掲げるときは、第十七条第一項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

一 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。

二 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

2 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分(道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分(以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。))があるときは、当該普通自転車通行指定部分)を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部

罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

八〇へ (略)

4〇7 (略)

(放置車両確認機関)

第五十一条の十二 (略)

2〇6 (略)

7 確認事務に従事する放置車両確認機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 (略)

(罰則) (略) ()

(普通自転車の歩道通行)

第六十三条の四 普通自転車は、第十七条第一項の規定にかかわらず、道路標識等により通行することができることとされている歩道を通行することができる。

2 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分)を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。

分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

(罰則) (略)

(児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項)

第六十三条の十 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

(無免許運転の禁止)

第六十四条 何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで(第九十条第五項、第三百三条第一項若しくは第四項、第三百三条の二第一項、第四百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第三百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。)、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

(罰則) (略)

(酒気帯び運転等の禁止)

第六十五条 (略)

2 何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはならない。

3 何人も、第一項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

4 何人も、車両(トrolleyバス及び道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業(以下単に「旅客自動車運送事業」という。))の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第一百七条の二の二第四号及び第一百七条の三の二第二号において同じ。))の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反し

(罰則) (略)

(無免許運転の禁止)

第六十四条 何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで(第九十条第四項、第三百三条第一項若しくは第三項、第三百三条の二第一項、第四百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第三百三条第三項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。)、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

(罰則) (略)

(酒気帯び運転等の禁止)

第六十五条 (略)

2 何人も、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

のとする。

一〇三 (略)

四 道路における適正な車両の駐車又は道路の使用についての啓発活動、自転車の適正な通行についての啓発活動その他道路における交通の安全と円滑に資するための啓発活動

五 (略)

2 公安委員会は、地方公共団体が行う交通安全対策（公安委員会が行うものを除く。）の確かかつ円滑な実施が図られるよう、関係地方公共団体の長に対し、当該関係地方公共団体の区域における交通事故の発生状況に関する情報の提供、職員の研修に係る協力その他必要な措置を講ずるものとする。

（地域交通安全活動推進委員）

第百八条の二十九 (略)

2 地域交通安全活動推進委員は、次に掲げる活動を行う。

一・二 (略)

三 自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

四 前三号に掲げるもののほか、地域における交通の安全と円滑に資するための活動で国家公安委員会規則で定めるもの

3〇6 (略)

（全国交通安全活動推進センター）

第百八条の三十二 (略)

2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

一〇五 (略)

六 道路を通行する者に対する交通安全教育を行う者の資質の向上に必要とされる技能及び知識に関する研修（道路運送法及び貨物自動車運送事業法に規定する運行管理者に対するものその他国家公安委員会規則で定めるものを除く。）を行うこと。

七・八 (略)

3 (略)

のとする。

一〇三 (略)

四 道路における適正な車両の駐車又は道路の使用についての啓発活動その他道路における交通の安全と円滑に資するための啓発活動

五 (略)

2 公安委員会は、地方公共団体が行う交通安全対策（公安委員会が行うものを除く。）の確かかつ円滑な実施が図られるよう、関係地方公共団体の長に対し、当該関係地方公共団体の区域における交通事故の発生状況に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（地域交通安全活動推進委員）

第百八条の二十九 (略)

2 地域交通安全活動推進委員は、次に掲げる活動を行う。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、地域における交通の安全と円滑に資するための活動で国家公安委員会規則で定めるもの

3〇6 (略)

（全国交通安全活動推進センター）

第百八条の三十二 (略)

2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

一〇五 (略)

六 道路を通行する者に対する交通安全教育を行う者の資質の向上に必要とされる技能及び知識に関する研修（道路運送法及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）に規定する運行管理者に対するものその他国家公安委員会規則で定めるものを除く。）を行うこと。

七・八 (略)

3 (略)